

【アメニティタウン上磯団地】

# 簡易ガス料金規定

2017年4月1日実施

(平成29年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

# 目 次

## 内容

1. 適用.....	1
2. 料金規定の変更.....	1
3. その他.....	1
付 則.....	1
1. 料金規定の実施期日.....	1
（別表第1）.....	2
（別表第2）.....	2

## **1. 適用**

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

## **2. 料金規定の変更**

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。  
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

## **3. その他**

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

## **付 則**

### **1. 料金規定の実施期日**

この料金規定は、2017年4月1日（平成29年4月1日）から実施いたします。

**(別表第1)**

供給地点

供給地点群名 アメニティタウン上磯団地

供給地点	
北斗市常盤1丁目	1番1～11 2番1～13 3番1～18 4番1～24 5番1～26

供給地点数 92

**(別表第2)**

適用する料金表 【アメニティタウン上磯団地】

**1. 適用区分**

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

**2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)**

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,047.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	413.01円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

**3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)**

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,566.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	348.21円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,510.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	283.41円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。